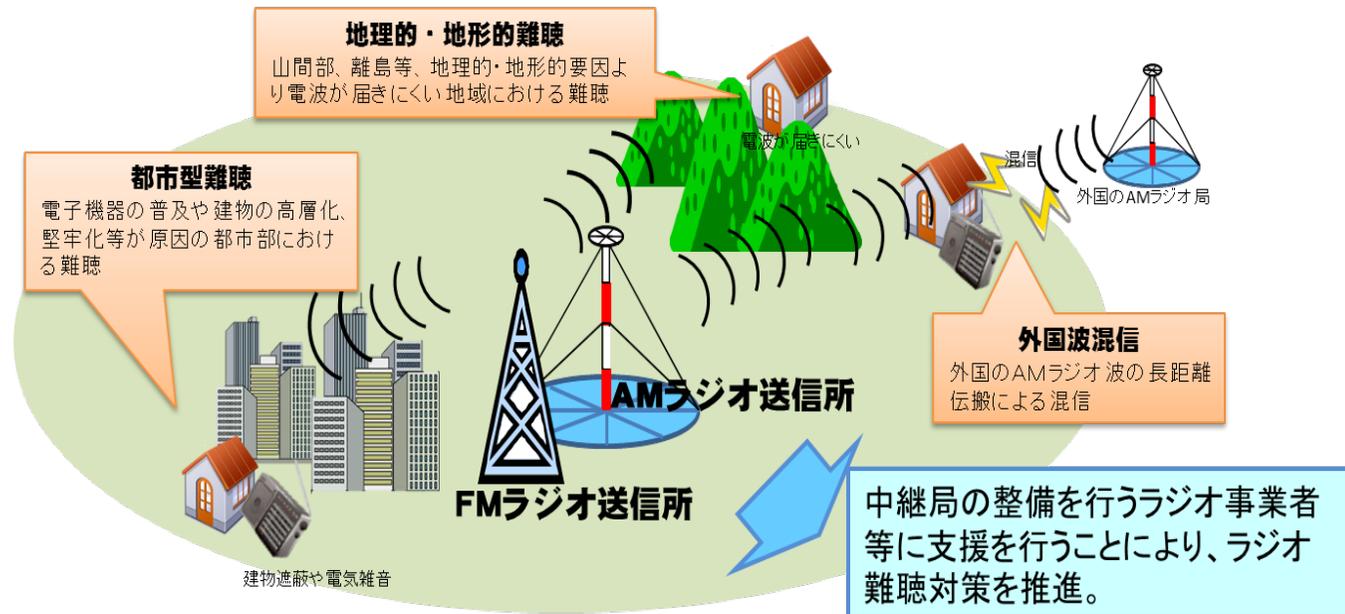


無線システム普及支援事業(民放ラジオ難聴解消支援事業)

(電波法第103条の2第4項第12号の3に規定する事務)

別紙

- 国民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、必要最小の空中線電力の中継局整備によりラジオの難聴を解消等し、電波の適正な利用を確保する。



- (事業主体) 民間ラジオ放送事業者、地方公共団体等
(事業スキーム) 補助事業、周知広報(請負)、調査研究(請負)
(補助対象) 難聴対策としての中継局整備
(補助率) 地理的・地形的難聴2/3、外国波混信2/3、都市型難聴1/2
(計画年度) 平成26年度～

令和4年度予定額 300百万円(令和3年度予算額 300百万円)